

夕張市財政再生計画の変更 (平成29年6月)の概要

- 本年3月7日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、平成29年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

I 経過

- H29. 6. 12 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 結婚新生活支援事業(+2百万円)

内閣府の結婚新生活支援事業に申請し、平成29年3月に補助対象事業として認められたため、当該事業を計上するもの。

(財源) 国支出金2百万円、一般財源1百万円

(2) 要支援児童生徒送迎用車両購入(+3百万円)

特別な支援を要する児童・生徒の通学支援はこれまでタクシー会社に委託して行ってきたが、その枠組みの継続が困難となったため、市が車両を購入し、児童発達支援の事業を行う一般社団法人にその運行を委託して通学支援を実施するもの。

(財源) 地方債3百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国支出金の増（＋5百万円）、繰入金の増（＋4百万円）、地方債の増（＋3百万円）、その他の増（＋1百万円）により13百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋4百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、建設事業費の増（＋3百万円）、補助費等の増（＋4百万円）、その他の増（＋1百万円）により13百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(29年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地 方 税	897	897	—	
	地方譲与税	57	57	—	
	地方交付税	4,964	4,964	—	
	国・道支出金	1,908	1,913	5	結婚新生活支援事業費補助金+2 過疎地域等自立活性化推進交付金+1 国民年金事務委託金+2
	繰 入 金	250	254	4	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+1 財政調整基金繰入金+3
	地 方 債	1,102	1,105	3	過疎対策事業債（ハード分）+3
	そ の 他	1,199	1,200	1	寄附金収入+1
合 計		10,376	10,390	13	
歳出	人 件 費	1,072	1,072	—	
	物 件 費	977	981	4	総合行政システム（国民年金）の改修+2 交通問題対策+2
	維持補修費	496	497	1	市立診療所ボイラー給水加熱器修繕+1
	扶 助 費	1,499	1,499	—	
	建設事業費	1,440	1,443	3	要支援児童生徒送迎用車両購入+3
	公 債 費	3,323	3,323	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	884	884	—	
	そ の 他	685	690	5	幸福の黄色いハンカチ基金助成+1 幸福の黄色いハンカチ基金積立+1 結婚新生活支援事業+2 水田遊休地の有効利用対策事業+1
合 計		10,376	10,390	13	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県：3.75%
市町村：11.25%～15%

連結実質赤字比率

道府県：8.75%
市町村：16.25%～20%

実質公債費比率

25%

将来負担比率

都道府県・政令市：400%
市町村：350%

資金不足比率

（公営企業ごと）

20%

経営健全化基準

道府県：5%
市町村：20%

道府県：15%
市町村：30%

35%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用